

国民健康保険税の「特別徴収(年金からのお支払い)」について ～ 申し出により「口座振替」に変更できます ～

「特別徴収(年金からのお支払い)」の対象となる方は、平成21年4月から「特別徴収」と「口座振替」の選択ができるようになっています。

※「現金納付」を選択することはできません。

「口座振替」を希望される方は、役場税務保険課または由岐支所住民室の窓口で申し出をお願いします。

※これまで口座振替をご利用でなかった方は、あらかじめ金融機関に『口座振替依頼書』を提出してください。

なお、滞納がある場合は申し出をお受けできないことがあります。

<特別徴収の対象となる方>

①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主であること(ご本人が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます)。

②年額18万円以上の年金を受給していること(複数の年金を受給している方は、全部の金額の合算ではなく1つの年金で18万円以上であること)。

※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

●すでに特別徴収でお支払いいただいている方

いつでも申し出をしていただけますが、申し出の時期によって特別徴収中止月は異なります。特別徴収を中止する手続きには時間を要するため、すぐには中止できませんのでご了承ください。

75歳になられる年度については、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行するため、特別徴収ではなく、普通徴収(現金納付あるいは口座振替)でお支払いいただくこととなります。